

# 千葉県の情報公開制度

千葉県総務部政策法務課

## 1 千葉県における情報公開制度の沿革

本県における情報公開制度は、昭和 58 年から検討を開始し、昭和 63 年 3 月に、「千葉県公文書公開条例」が制定され、同年 10 月 1 日から施行された。

その後、平成 9 年 12 月に、「千葉県公文書公開条例第 11 条第 2 号又は第 3 号に該当する情報について公開の特例を定める条例」が制定され、翌年 4 月 1 日から施行された。

その内容は、次の情報については原則として一律に開示するというものである。

実施機関の職員の職務遂行情報に含まれる当該実施機関に属する職員（後に、「県の機関に属する職員」と改正）の氏名。

食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等の出席者の所属団体、所属名及び職氏名。

食糧費の支出に係る債権者の名称、氏名及び主たる事務所の所在地。

タクシー代等の支出に係る債権者の名称・氏名及び主たる事務所の所在地。

更に、平成 11 年 5 月に情報公開法が制定されたことを契機に見直しを行い、新たに現行の「千葉県情報公開条例」が平成 12 年 12 月に制定され、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

現行条例と旧条例との主な相違点は以下のとおりである。

情報公開制度を推進する理念として、「知る権利」及び「説明責務」を明記したこと。

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えたこと。

（この部分の施行日は、平成 14 年 4 月 1 日）

対象文書の範囲を「決裁・供覧文書」から「組織共用文書」に拡大し、「電磁的記録」も加えたこと。

請求権者を拡大し、「県内通勤・通学者」及び「理由を明示して請求する者」を加え、実質的に誰でも請求することができることとしたこと。

開示請求制度とあわせて、積極的な情報公表・情報提供に努めることとし、情報公開の総合的推進を図ることとしたこと。

一定の範囲の県出資法人（県が資本金等の 4 分の 1 以上の出資等を行っている法人で、県の出資額が第 1 位のもの）について、現行条例の趣旨にのっとり、情報公開を進めることとしたこと。

平成 13 年 12 月には、「千葉県議会情報公開条例」が制定され、翌年 4 月 1 日から施行されたことにより、県のすべての機関における情報公開制度が整備された。

## 2 情報公開制度の運用状況

(1) 開示請求の状況

ア 件数の推移

昭和 63 年 10 月にスタートした本県の情報公開制度は、今年で 16 年目に入った。その間の請求件数（ 申出件数を含む。以下同じ。）は、平成 3 年度までは年間 1,000 件未満であったが、平成 4 年度に 3,552 件となり、その後平成 5 年度及び 6 年度は 2,000 件前後であったものが、平成 7 年度に 10,000 件を突破した。平成 9 年度以降の開示請求の状況は次の表のとおりである。また、その間の請求者（ 申出者を含む。以下同じ。）の実数も同表のとおりである。

申出とは条例適用以前の文書等の開示を求めるもの等で、開示請求と区別して取り扱っている。

年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
請求件数(件)	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299
請求者数(人)	172	147	175	215	265	315	271

請求件数は当該年度に開示・非開示の決定を行った数を記載している。

本県の情報公開における大きな特徴の 1 つは、特定少数の者からの開示請求が全体の相当部分を占めるということである。各年度別の上位請求者 10 名の請求件数及び請求件数全体に占める割合は、下記の表のとおりである。

(件)

順位	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
1	11,331	7,784	14,866	3,835	9,666	5,272	3,950
2	5,078	7,055	9,608	2,521	2,943	2,774	2,072
3	3,707	4,605	4,481	2,376	1,630	2,517	1,791
4	3,359	4,335	3,692	2,360	1,611	2,095	1,764
5	2,769	4,089	3,631	1,937	660	758	671
6	2,350	3,440	3,020	1,204	496	670	569
7	2,101	2,772	1,291	1,037	459	512	542
8	1,153	2,118	1,207	861	440	409	449
9	702	1,923	1,055	662	366	377	246
10	485	1,719	1,039	338	261	262	190
計	33,035	39,840	43,290	17,131	18,532	15,646	12,244
(割合)	86.0%	91.2%	90.8%	82.2%	79.4%	81.4%	80.0%
総件数	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331	19,223	15,299

イ 実施機関別の状況

本県における情報公開制度の特徴の 2 つ目は、請求が特定の実施機関に集中している

ということである。実施機関ごとの請求件数及び全体に対する割合の推移を次に掲げる。

(件)

実施機関	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
知事部局	10,509	7,309	9,678	3,291	5,776	8,243	4,392
	27.4%	16.7%	20.0%	15.9%	24.8%	42.9%	28.7%
教育委員会	27,033	28,681	36,338	17,252	15,722	10,557	8,037
	70.4%	65.7%	75.2%	83.4%	67.4%	54.9%	52.5%
監査委員	447	2,012	643	71	303	112	2,198
	1.2%	4.6%	1.3%	0.3%	1.3%	0.6%	14.4%
人事委員会	193	5,567	1,167	37	669	14	51
	0.5%	12.8%	2.4%	0.2%	2.9%	0.1%	0.3%
企業庁	221	27	436	29	472	45	69
	0.6%	0.1%	0.9%	0.1%	2.0%	0.2%	0.5%
その他	6	29	80	5	389	252	552
	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	1.6%	1.3%	3.6%

上記のとおり、毎年度、教育委員会に対する請求が突出している。教育委員会への開示請求は各課に対し、ほぼ網羅的に行われているが、特に多くの請求を受けているのが、高等学校、義務教育学校など直接学校教育を所管する課、教育委員会における管理部門を総括する課など数課である。

なお、平成14年度から公安委員会及び警察本部長が新たに実施機関として加わっている。

#### ウ 特徴的な請求

本県において対応に困難が生じた特徴的な請求の事例としては、開示請求書に下記の件名で記載されたものがある。

に関する一切の文書を請求するもの

- ・ 課（班）が保有するすべての情報
- ・ 課が県立学校に通知したすべての文書
- ・ 月に開催された委員会会議に関する起案文書を含む全ての文書

県の行政事務が違法であることを前提に請求するもの

- ・ 課が保有する に関し、違法が許されることがわかる書類
- ・ 課長が刑法の職権濫用罪にならないことが分かる書類

公開事務におけるミスを指摘し、これに関係する文書等を求めるもの

- ・ 決定通知書の郵送に伴い、条例の定める手続に違反して県が特定した開示対象文書を無償で送付した全ての事案にかかる全文書

- ・ 決定通知書に不服申立ての教示がない違法を放置してよい根拠がわかる書類  
反復継続して請求があるもの
- ・ 課職員全員の 月分旅行命令書
- ・ 課が保有する 月分の供覧文書リスト記載のすべての文書

#### エ 開示決定の長期化

平成 13 年廃止前の公文書公開条例では、実施機関は請求書を受理した日から 15 日以内に公開・非公開の決定をしなければならないとされていたが、やむを得ない場合の期間延長を認めていた。しかし、同条例は、延長期間を定めていなかった。大量に請求がなされたこともあって、平成 9 年度請求分で 9 年、同 10 年度分で 6 年 9 ヶ月、同 11 年度分で 8 年 7 ヶ月、という異常ともいえる長期にわたって公開・非公開の決定がなされなかったものがあった。なお、それらに係る請求内容の主なものは次のとおりである。

- ・ 平成 年度のすべての支出負担行為支出伝票（ 課分）
- ・ 課が管理する全ての公文書（ 年分）
- ・ 教育庁 課が保有する事故報告書（ 年分）

平成 13 年度施行の現行条例は、開示・不開示の期限を原則 30 日以内とした上、30 日以内に限り延長を認めた。さらに、開示請求対象文書が著しく大量であるため、上記 60 日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのある場合は、相当の期間内に開示決定等をするれば足りるとする特例延長を認めた。その実施状況は、短いもので約 2 ヶ月、長いもので約 6 ヶ月という状況にある。

### （２）不服申立ての状況

#### ア 件数の推移

本県の情報公開制度の最大の問題点は、大量の不服申立てが行われ、しかもこれが未処理のまま堆積していることである。

平成 9 年度からの不服申立て件数の推移を下表に示す。

(件)

実施機関	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
知事部局	125	358	1,689	46	20	358	75
教育委員会	502	4,712	916	1,019	187	0	19
その他	638	174	557	4	1	55	4
合計	1,265	5,244	3,162	1,069	208	413	98

本県において膨大な不服申立て件数を数えることとなった一因には次のことがある。すなわち、非公開ないし部分公開の決定に対して不服申立てを行えば足りるところ、部分公開決定が行われた対象文書の非公開部分の項目ないしマスキングされた箇所ごとに個別に不服申立てが行われたために、92 件の公文書に対し 975 件の不服申

立てを、125 件の公文書に対し 590 件の不服申立てが行われており、同様の手法で、数課が所管する支出負担行為支出伝票の部分公開に対し、約 1,000 件の不服申立てが行われた例がある。

これらの不服申立てについては併合しての処理が必要であるが、文書量自体も膨大であるため、その多くは処理が終わっていない状況である。

#### イ 処理状況

本県における堆積する不服申立ての処理状況は以下のとおりである。

時点	不服申立件数 (S63 からの累積数)	処理区分件数 (S63 からの累積数)	諮問の有無 (左の内訳)	
13 年度 末	11,168	処理済 367		
		未処理 10,801	諮問あり 490	諮問なし 10,311
14 年度 末	11,581	処理済 1,341		
		未処理 10,240	諮問あり 2,586	諮問なし 7,654
15 年度 末	11,679	処理済 4,413		
		未処理 7,266	諮問あり 2,621	諮問なし 4,645

上記の状況に対して、現在、次のように処理を進めている。

- ・ 判例等に従った当初決定の見直し
- ・ 当初決定を見直した上での不服申立ての取り下げ等の協議
- ・ 情報公開審査会への早期の諮問

情報公開審査会においても、これらの大量の不服申立てに対して、次のような様々な対策を取っている。

従前は委員 5 名で構成されていた情報公開審査会の委員を、平成 14 年度から 2 名増員して 7 名とし、4 名ずつの 2 部会制としたこと（この場合において、両部会の判断に差異が生じないようにするため、情報公開審査会の委員長が両部会に所属することとして調整を図った）

同一人による類似の異議申立案件については、併合的な手法により、可能な限り一括して審議するなどの合理化を図ったこと

不服申立ての時期にかかわらず、不公平とならない範囲で、早急に結論を出すべき事案について優先的に審議したこと

これらの結果、平成 14 年度から答申件数が大幅に増加した。

### 3 情報公開制度の改善に向けた取り組み

( 1 ) 情報公開推進委員会からの提言

本県の情報公開制度は、前述のとおり特定少数者からの大量請求や大量の不服申立ての結果等により、開示決定までに相当長期間の延長が行われたり、平成 14 年度当初において 1 万件を超える不服申立てが処理されないまま堆積するなど、制度の円滑な運用が阻害されている状況であった。

このような本県情報公開制度の現状を踏まえ、情報公開を一層推進するための施策の検討を行うため、平成 14 年 10 月に知事の私的諮問機関として情報公開推進委員会を設置した。この委員会は大学教授、弁護士、県議会議員の代表、市民オンブズマンの代表、NPO の代表の 5 人の委員により構成され、平成 15 年 9 月に公開に向けての制度改革、制度運用への県民参加、大量請求への対応等の情報公開制度の改革の方向性を示した「情報公開の推進に関する提言」を知事に提出した。

( 2 ) 情報公開審査会への諮問

この提言を受けて、条例改正を伴うもの等、制度運用の基本に関わる事項について平成 15 年 10 月に千葉県情報公開審査会に諮問した。

審査会においては、諮問された各項目について不服申立て案件の審査に携わっている立場から多角的な検討を加え、現在、答申に向けての骨子案をまとめ、県民の意見を募集しているところである。今後、これらの意見を参考にしながら審議を重ね、答申のとりまとめが行われる予定である。

県としては、審査会からの答申を待って、情報公開条例の改正等必要な措置を講じ制度改善に努めることとしている。

( 3 ) 情報提供

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を抱える本県においては、情報提供を推進することは、開示請求の件数を減少させるための有効な施策であると考えられることから、情報提供の一層の推進に取り組む必要がある。

本県では、重要な媒体であるインターネットによる情報提供のため、千葉県ホームページを平成 8 年 5 月に開設しているが、現在の搭載情報はファイル数で 133 千ファイルに上り、県庁内各課のページの整備率も 100% に達している。

千葉県ホームページの最近の利用状況は次表のとおりであり、利用件数は着実に増加している。

< 千葉県ホームページへのアクセス数及び訪問者数 >

年 度	13年度	14年度	15年度
アクセス件数	12,755,748	22,040,374	39,600,784
訪問者数		4,291,921	6,790,688

また、現行条例の施行と時期を同じくして、平成 13 年 4 月 1 日から「県政情報の公表に関する要綱」により、主要事業の状況など 11 種類の県政情報を公表することとしており、この要綱に基づき文書館への配架により公表された情報は、現行条例の第 18 条の規定により開示請求の対象から除くこととしているところである。

なお、この要綱に基づき文書館への配架により公表されている情報件数は次のとおりである。

< 要綱に基づき文書館へ配架され、公表された件数 >

平成 13 年度 157 件

平成 14 年度 472 件

平成 15 年度 678 件